

議案第 86 号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

平成 年 月 日
条例 第 号

(多可町税条例の一部改正)

第1条 多可町税条例(平成17年多可町条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(多可町介護保険条例の一部改正)

第2条 多可町介護保険条例(平成17年多可町条例第137号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

(多可町下水道条例の一部改正)

第3条 多可町下水道条例(平成17年多可町条例第185号)の一部を次のように改正する。

第35条第2項中「及び第21条」を削る。

(多可町下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第4条 多可町下水道事業受益者負担金条例(平成17年多可町条例第186号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「及び督促手数料」を削り、同条第2項を削る。

(多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部改正)

第5条 多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例(平成17年多可町条例第189号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び第21条」を削る。

(多可町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第6条 多可町農業集落排水事業分担金徴収条例(平成17年多可町条例第190号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「及び督促手数料」を削り、同条第2項を削る。

(多可町コミュニティ・プラント処理施設使用料徴収条例の一部改正)

第7条 多可町コミュニティ・プラント処理施設使用料徴収条例(平成17年多可町条例第192号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び第21条」を削る。

(多可町コミュニティ・プラント事業分担金徴収条例の一部改正)

第8条 多可町コミュニティ・プラント事業分担金徴収条例(平成17年多可町条例第193号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「及び督促手数料」を削り、同条第2項を削る。

II (多可町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第9条 多可町後期高齢者医療に関する条例(平成20年多可町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第2条 この条例の施行日前に第1条の規定による改正前の多可町税条例、第2条の規定による改正前の多可町介護保険条例又は第9条の規定による改正前の多可町後期高齢者医療に関する条例の規定により賦課し、又は更正し、若しくは決定した町税及び保険料についてなされる督促に係る督促手数料については、なお従前の例による。

督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>【第1条 多可町税条例】 (用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 徴税吏員 町長又はその委任を受けた町職員をいう。 (2) 徴収金 町税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (略) (督促手数料) 第21条 徴税吏員は、督促状を發した場合においては、督促状1通につき80円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるとき認めるところにおいては、これを徴収しない。</p>	<p>【第1条 多可町税条例】 (用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 徴税吏員 町長又はその委任を受けた町職員をいう。 (2) 徴収金 町税並びにその申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (略) 第21条 削除</p>
<p>【第2条 多可町介護保険条例】 (保険料の督促手数料) 第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき80円とする。ただし、やむを得ない理由があるとき認めるところにおいては、これを徴収しない。</p>	<p>【第2条 多可町介護保険条例】 第6条 削除</p>
<p>【第3条 多可町下水道条例】 (使用料等に係る督促) 第35条 町長は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入(以下「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者があるときは、督促し、延滞金を加算して徴収する。 2 前項の規定は、多可町条例(平成17年多可町条例第54号)第19条及び第21条の規定を準用する。</p>	<p>【第3条 多可町下水道条例】 (使用料等に係る督促) 第35条 町長は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入(以下「使用料等」という。)を納期限までに納付しない者があるときは、督促し、延滞金を加算して徴収する。 2 前項の規定は、多可町税条例(平成17年多可町条例第54号)第19条の規定を準用する。</p>
<p>【第4条 多可町下水道事業受益者負担金条例】 (督促及び督促手数料) 第10条 町長は、納付期日までに負担金を納付しない者に対し、納付期日後20日以内に10日以内の納期を指定して、その者に対し督促状を發しなければならない。 2 前項の督促状を發したときは、督促状1通につき60円の督促手数料を徴収する。</p>	<p>【第4条 多可町下水道事業受益者負担金条例】 (督促) 第10条 町長は、納付期日までに負担金を納付しない者に対し、納付期日後20日以内に10日以内の納期を指定して、その者に対し督促状を發しなければならない。</p>

〔第5条 多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例〕

(延滞金等)
第6条 町長は、この条例及び法令の規定により徴収する使用料その他の収入を納期限までに納付しない者があるときは、督促し、なお応じない者があるときは、延滞金額を加算して徴収する。
2 前項の規定は、多可町条例(平成17年多可町条例第54号)第19条及び第21条の規定を準用する。

〔第6条 多可町農業集落排水事業分担金徴収条例〕

(督促及び督促手数料)
第8条 町長は、納付期日までに分担金を納付しない者に対し、納付期日後20日以内に10日以内の納期を指定して、その者に対し督促状を発しなればならない。
2 前項の督促状を發したときは、督促状1通について60円の督促手数料を徴収する。

〔第7条 多可町コミュニティ・プラント処理施設使用料徴収条例〕

(延滞金等)
第6条 町長は、この条例及び法令の規定により徴収する使用料その他の収入を納期限までに納付しない者があるときは、督促し、なお応じない者があるときは、延滞金額を加算して徴収する。
2 前項の規定は、多可町条例(平成17年多可町条例第54号)第19条及び第21条の規定を準用する。

〔第8条 多可町コミュニティ・プラント事業分担金徴収条例〕

(督促及び督促手数料)
第8条 町長は、納付期日までに分担金を納付しない者に対し、納付期日後20日以内に10日以内の納期を指定して、その者に対し督促状を發しなればならない。
2 前項の督促状を發したときは、督促状1通について60円の督促手数料を徴収する。

〔第9条 多可町後期高齢者医療に関する条例〕

(保険料の督促手数料)
第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき80円とする。ただし、やむを得ない理由があると認めると認める場合においては、これを徴収しない。

〔第5条 多可町農業集落排水処理施設使用料徴収条例〕

(延滞金等)
第6条 町長は、この条例及び法令の規定により徴収する使用料その他の収入を納期限までに納付しない者があるときは、督促し、なお応じない者があるときは、延滞金額を加算して徴収する。
2 前項の規定は、多可町条例(平成17年多可町条例第54号)第19条の規定を準用する。

〔第6条 多可町農業集落排水事業分担金徴収条例〕

(督促)
第8条 町長は、納付期日までに分担金を納付しない者に対し、納付期日後20日以内に10日以内の納期を指定して、その者に対し督促状を發しなればならない。

〔第7条 多可町コミュニティ・プラント処理施設使用料徴収条例〕

(延滞金等)
第6条 町長は、この条例及び法令の規定により徴収する使用料その他の収入を納期限までに納付しない者があるときは、督促し、なお応じない者があるときは、延滞金額を加算して徴収する。
2 前項の規定は、多可町条例(平成17年多可町条例第54号)第19条の規定を準用する。

〔第8条 多可町コミュニティ・プラント事業分担金徴収条例〕

(督促)
第8条 町長は、納付期日までに分担金を納付しない者に対し、納付期日後20日以内に10日以内の納期を指定して、その者に対し督促状を發しなればならない。

〔第9条 多可町後期高齢者医療に関する条例〕

第5条 削除